

新潟県小水力利用推進協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、新潟県小水力利用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、小水力の利用推進に関する調査研究等を通じて、会員相互の小水力利用に関する理解や技術的知見を深めると共に、新潟県における地域特性にあった小水力等の利用事業の円滑な普及発展を図り、もって地域社会・県内産業の持続可能な発展と環境保全に寄与することを目的とする。

(本部)

第3条 協議会は、本部を新潟市中央区新光町10番地2技術士センタービルI内「特定非営利活動法人美しい緑・水辺・大地を考えるフォーラム」に置く。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小水力利用に関する調査研究
- (2) 小水力利用に関する情報、資料の収集
- (3) 小水力利用に関する情報提供、アドバイス、コンサルティング
- (4) 小水力利用の普及啓発活動
- (5) 小水力利用事業関係者の連携及び協力の促進
- (6) 小水力利用事業に関する施策等の提言
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 協議会の会員は次の3種とし、原則として法人を会員とする。

- (1) 正会員：協議会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員：協議会の活動を賛助するため、もしくは協議会が提供するサービスを楽しむために入会した団体
- (3) 特別会員：協議会の目的に賛同して入会した行政機関及び協議会の活動に資する専門的知識または経験等を有する有識者等

2 会員は別に定める年会費を納入しなければならない。

(入会)

第6条 正会員、賛助会員又は特別会員（行政機関）として協議会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

2 特別会員（有識者等）は会長が選任する。

(退会)

第7条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。

- (1) 法人会員である団体が消滅したとき
- (2) 事業年度末日までに当該年度の会費を督促にもかかわらず支払わなかったとき

(除名)

第 8 条 会員がこの規約に違反したとき、もしくは、協議会の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(幹事)

第 9 条 協議会に幹事をおき、幹事会で本規約に定める議決を行うとともに、会長を補佐し、第 2 条の目的を遂行するために活動する。

- 2 幹事は、総会において正会員のうちから選任する。
- 3 幹事の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 幹事の団体数は、2 以上 10 以内とする。

(会長)

第 10 条 会長は協議会を代表し、その業務を総括する。

- 2 会長は幹事会の推薦により、総会において決定する。
- 3 会長の任期は、1 期を 2 年とし、連続して 3 期までとする。

(監査役)

第 11 条 協議会に監査役を置き、協議会の会計及び活動状況を監査する。

- 2 監査役は総会において選任する。
- 3 監査役の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。
- 4 監査役の人数は 1 人以上 3 人以下とする。
- 5 監査役が会長・幹事・事務局員を兼務することはできない。

(顧問)

第 12 条 本会には、顧問を若干名おくことができる。

- 1 顧問は幹事会で委嘱する。
- 2 顧問の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。
- 3 顧問は、協議会の運営に関する重要な事項について、幹事会の求めに応じ総会及び幹事会等において、意見を述べることができる。
- 4 顧問は会員以外からも選出することができる。

(総会)

第 13 条 総会は会長または幹事が主催する。

- 2 会長は毎年 1 回の通常総会を開催しなければならない。またそれ以外に、随時総会を開催することができる。
- 3 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
- 4 総会は正会員をもって構成し、正会員の過半数の出席（委任状を含む）により成立する。
- 5 総会の議決は、本規約に特段の定めがない限り、出席正会員（委任状を含む）の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
 - (1) 事業計画の決定に関すること。
 - (2) 収支予算の決定に関すること。
 - (3) 事業報告の承認に関すること。

- (4) 収支決算の承認に関する事。
- (5) 規約の変更に関する事。
- (6) その他協議会の運営に係る重要事項に関する事。

(幹事会)

第 14 条 幹事会は会長が招集する。ただし、幹事の過半数の同意があれば、会長が召集しなくても、開催することができる。

- 2 幹事会の決議は、本規約に特段の定めがない限り出席幹事（委任状を含む）の過半数をもって行う。
- 3 幹事会は、次の各号に掲げる事項を協議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。

(事務局)

第 15 条 協議会に事務局を置く。事務局員は協議会の運営において会長を補佐する。

- 2 事務局員は幹事会または総会の承認を得て会長が任命する。
- 3 事務局員は任期を定めず、会長が解任するまでの任期とする。
- 4 第 3 項の規定にかかわらず、幹事会または総会の決議によって事務局員を罷免することができる。

(事業年度)

第 16 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計)

第 17 条 協議会は、会費または寄付金その他をもって運営する。

(規約の変更)

第 18 条 本規約を変更するためには、総会において出席正会員（委任状を含む）の過半数以上の賛成による議決を要する。

(解散)

第 19 条 協議会の解散は、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上により議決（委任状を含む）する。

(附則)

第 19 条 協議会設立直後の事業年度は、第 15 条の規定にかかわらず、設立の日から翌年 3 月 31 日までとする。

- 2 協議会設立時の会長は、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の議決により選任することができる。
- 3 協議会設立時の幹事は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の議決により正会員の中から選任することができる。

附則（令和元 6 月 26 日一部改正）

1. この規約の変更は、令和元年 6 月 26 日から施行する。（第 12 条 顧問）